

夫婦ともに育児休業をしたとき

## 育児休業支援手当金が支給されます

令和7年4月1日～

夫婦ともに育児休業をするなど、一定の要件を満たす場合、最大 28 日間（週休日を含むが、給付は週休日を除く。以下同じ。）、標準報酬の日額の 13%に相当する額が支給されます。

### 支給要件

下記の①②に該当するとき、  
又は配偶者がいないなどの場合は①に該当するとき。  
① 組合員が、対象期間内に育児休業をした日数が、**通算して 14 日（週休日を含む。以下同じ。）以上**であるとき。  
② 配偶者が、子の出生の日から通算して 56 日を経過する日の翌日までに、**通算して 14 日以上**の配偶者育児休業等をしたとき。

配偶者がいないなどの場合とは、以下の場合をいいます。

- 1 配偶者がいない
- 2 配偶者が組合員の子と親子関係がない
- 3 組合員が配偶者から暴力を受け別居中
- 4 配偶者が無業者
- 5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等）
- 6 配偶者が産後休業中
- 7 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

### 対象期間

組合員が父親の場合  
：子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日まで  
組合員が母親の場合  
：産後休業（産後 56 日までの期間）後から 56 日を経過する日の翌日まで



### 支給額

育児休業をした日 1 日につき  
(最大 28 日間)

標準報酬の日額

×

13%

### 申請方法

「育児休業支援手当金請求書」に必要書類を添えて、所属所を経由して共済組合へ提出してください。

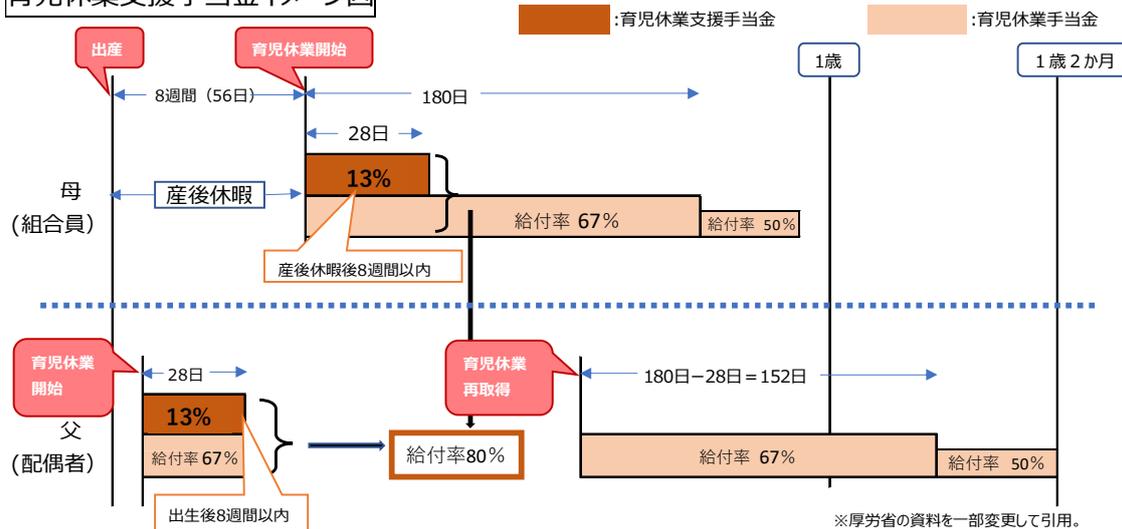
### すでに育児休業を開始している方は・・・

施行日（令和7年4月1日）より前から引き続き育児休業をしている組合員で、上記対象期間のうち、施行日以後の期間において 14 日以上の子育て休業をしている場合は、経過措置に該当します。

### × こんなときは支給されません ×

- ・同一の育児休業について、雇用保険法による「出生後休業支援給付」の支給を受けられるとき。
- ・支給期間内に報酬等の全部又は一部を受けたとき。  
(報酬等の金額を基準として全部又は一部を支給停止)

### 育児休業支援手当金イメージ図



育児時短勤務  
をしたとき

## 育児時短勤務手当金が支給されます

令和7年4月1日～

2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をする方を対象に、「育児時短勤務手当金」として報酬の最大10%に相当する額が支給されます。

### 支給要件

2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務（短時間勤務及び育児部分休業）をするとき。

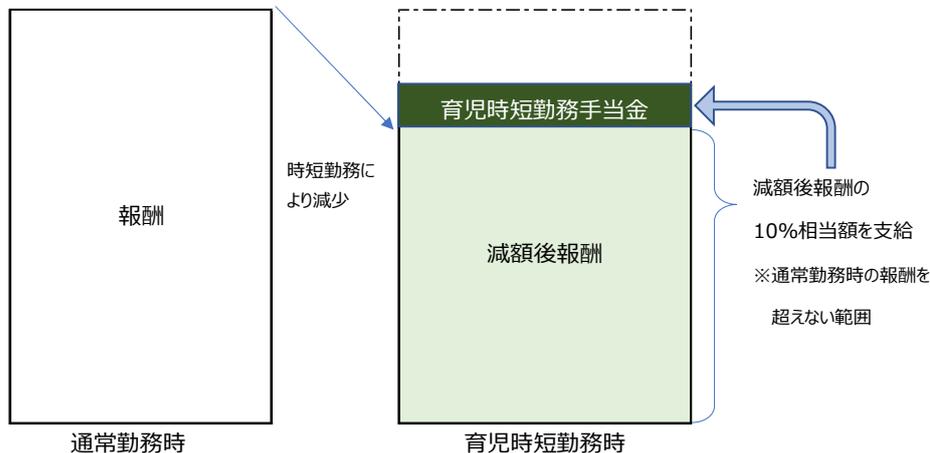
### 支給額

育児時短勤務をした月  
1月につき

支給対象月に支払われた報酬の額の最大10%※に相当する額

※支給対象月における報酬の額が、育児時短勤務を開始した月の標準報酬月額額の90%以上100%未満の場合、10%から一定の割合を減じた額に調整されます。

### 育児時短勤務手当金イメージ図



### 支給対象月

育児時短勤務開始日の属する月から、育児時短勤務終了日の属する月まで（※）

（※）当該子が2歳に達することにより当該手当金の支給が終了する場合は、当該子が2歳に達する日の前日が属する月まで

### 請求方法

「育児時短勤務手当金請求書」に必要書類を添えて、所属所を經由して共済組合へ提出してください。

### 🐶すでに育児時短勤務を開始している方は・・・🐶

施行日（令和7年4月1日）より前から育児時短勤務を開始している組合員は、令和7年4月1日を育児時短勤務開始日とみなして支給が受けられます。

### × こんなときは支給されません ×

- ・支給対象月における報酬の月額が支給限度額以上であるとき。
- ・同一の育児時短勤務について、雇用保険法による「育児時短就業給付」の支給を受けられるとき。
- ・給付額が、最低限度額を超えないとき。